

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成27年1月30日

時 間：臨時議会終了後

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午前10時49分

### 出席議員（12名）

議長	塚野芳美君	2番	堀本典明君
3番	早川恒久君	4番	遠藤一善君
5番	安藤正純君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	10番	黒沢英男君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君

### 欠席議員（2名）

1番	山本育男君	13番	三瓶一郎君
----	-------	-----	-------

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
参事	緑川富男君
企画課長	菅野利行君
税務課長	斎藤眞一君
健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	伏見克彦君
参事兼生活環境課長	横須賀幸一君
参事兼産業振興課長 (併任)農業委員会事務局長	阿久津守雄君

参 興 事 兼 復 進 課 長	高 野 善 男 君
参事兼復旧課長	郡 山 泰 明 君
教育総務課長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	渡 辺 弘 道 君
参 興 事 兼 大玉出張所長	三 瓶 保 重 君
生活支援課長	林 志 信 君
復旧課復旧係長	大 森 研 一 君
復旧課管理係 主査	伊 本 和 明 君
企画課政策係長	原 田 徳 仁 君

#### 職務のための出席者

事 務 局 長	佐 藤 臣 克
庶 務 係 長	大 和 田 豊 一

#### 説明のため出席した者

福島県富岡 土木事務所長	相 澤 広 志 君
福島県富岡 土木事務所 復旧復興課長	唐 橋 薫 君
相馬港湾建設 事務所長	宗 像 良 夫 君
相馬港湾建設 事務所 企画管理課長	木 下 秀 幸 君
相双農林事務所 森林林業部 副部長	佐 藤 秀 樹 君
相双農林事務所 森林林業部 森林土木課長	宮 田 博 文 君
福島県 企画調整部 エネルギー課長	佐々木 秀 三 君

#### 付議事件

- 津波浸水区域内における福島県事業について

- ・海岸堤防復旧、富岡川・紅葉川改修復旧、県道広野小高線整備事業（福島県富岡土木事務所）
  - ・富岡漁港復旧事業（相馬港湾建設事務所）
  - ・海岸防災林造成事業（相双農林事務所）
2. 地域主導型太陽光発電事業について
3. その他

開 会 (午前10時49分)

○議長（塙野芳美君） それでは、臨時議会に引き続きまして、富岡町議会全員協議会をただいまより開催いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。説明の出席者につきましては、町長以下、町執行部及び福島県富岡土木事務所所長、相澤広志様、復旧復興課長、唐橋薰様、相馬港湾建設事務所所長、宗像良夫様、企画管理課長、木下秀幸様、相双農林事務所森林林業部副部長、佐藤秀樹様、森林土木課長、宮田博文様であります。

付議事件に入りたいと思います。

1、津波浸水区域内における福島県事業について、1つといたしまして、海岸堤防復旧、富岡川・紅葉川改修復旧、県道広野小高線整備事業、もう一つといたしまして、富岡漁港復旧事業、それからもう一つが海岸防災林造成事業であります。

まず、町長からご挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、臨時議会に引き続き全員協議会にご理解いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、津波浸水区域内における福島県事業について及び地域主導型太陽光発電事業についての2件であります。津波浸水区域内における福島県事業については、海岸堤防などの建設事業における今後の見込み及び進捗状況について、県より内容の説明をいただくものであります。

次に、地域主導型太陽光発電事業につきましては、県及び町合同による再エネ推進地案に関する内容について説明するものであります。

詳しくは、担当課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（塙野芳美君） 引き続きまして、福島県富岡土木事務所所長、相澤広志様にご挨拶をいただきたいと思います。あわせて先ほどご紹介いたしました各位の方々の簡単な自己紹介も続けてお願いたしたいと思います。

それから、もう一つ、こちらからちょっとお名前と顔が確認できませんので、説明いただく場合にお名前をおっしゃっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、所長、挨拶よろしくお願いします。

相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） ただいまご紹介にあずかりました福島県の富岡土木事務所長をしております相澤広志と申します。どうぞ本日はよろしくお願ひいたします。

まず、職員の紹介でございますが、それぞれの機関より代表して所長のほうからご紹介をさせていただきます。

まず、私ども福島県富岡土木事務所でございますが、私が所長の相澤でございます。隣が復旧復興

課長の唐橋薰と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 宗像さん。

○相馬港湾建設事務所長（宗像良夫君） 相馬港湾建設事務所長の宗像と申します。よろしくお願ひいたします。

きょうは一緒に企画管理課長の木下と説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 佐藤さん。

○相双農林事務所森林林業部副部長（佐藤秀樹君） 相双農林事務所森林林業部の副部長の佐藤でございます。

本日は森林土木課長の宮田博文と一緒に説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） それでは、改めまして福島県が実施いたします復旧復興事業についてご説明をさせていただきます。

まず初めに、私ども福島県の土木行政並びに農林水産行政につきまして、富岡町ご当局の皆様並びに富岡町議会の皆様には日ごろより多大なるご協力とご理解を賜りましておりのことについて深く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、まず初めに、富岡土木事務所所管事業についてご説明させていただきまして、次に相馬港湾建設事務所、相双農林事務所の事業について順次ご説明をさせていただきます。

まず、富岡土木事務所の所管事業でございますが、主に河川の堤防、海岸堤防の復旧並びにかさ上げ及び広野小高線の道路改良事業でございます。こちらについては、災害復旧事業につきましては、昨年の11月に国の災害査定を受検いたしまして、災害と事業が確定いたしまして、ただし事業の調査内容がかなり不足があったものですから、それから1年ほどかけて各種調査並びに用地の調査並びに関係機関の調整をしておりました。ようやくその辺の調整等が整いまして、本日皆様方にご説明が可能な状況になったということでございます。

まず、資料でございますが、右上に富岡土木事務所と記載しておりますA3の資料、こちらでもってご説明を申し上げます。お手元ございますでしょうか。まず、右側の写真でございますが、これは3.11の津波襲来時の写真でございます。富岡駅の周辺を子安橋から見た写真、その下が空中写真ということでございますが、この津波におきましては旧観音亭の場所で最大20メートルを超える津波が観測されておりまして、子安橋についても十五、六メートルの津波が来襲したというふうなことでございます。これによりまして、下の毛蓋仏浜海岸、紅葉川といったような河川、海岸の堤防が甚大な被害を受けているのはご承知のとおりと思います。

これらの施設の被災を受けまして、こちらの図面の左側をごらんいただきたいのですが、下に表がございます。こちらに①から⑤の番号が振ってございますが、これら5つの事業を計画しております。各事業の施工範囲でございますが、1番の富岡川について、2番、3番、4番、5番についてそれぞ

れ上のほうに旗揚げをしまして、区間について明示しておるところでございます。こちらの事業について1つずつご説明申し上げます。

まず、①番の交付金事業の富岡川でございますが、国道6号から河口の間、この間約1,200メートルございます。こちらの改修工事を行って、この中間にありますJR常磐線の橋梁のかけかえも行う予定となっております。

次に、②番の毛薺仏浜地区海岸の災害復旧事業でございますが、こちらは富岡漁港の区域の接点から紅葉川の河口周辺まで、約1,100メートルの堤防のかさ上げ、並びにこちらに図面には記載してございませんが、海岸の沖合には人工リーフという海中に潜った消波堤というものがございます。こちらで波の力を弱める働きを持っておるわけでございますが、こちらについても被災してございますので、この人工リーフと言われるもの500メートルほど復旧するという工事内容になってございます

次に、③番、これも同じく毛薺仏浜地区海岸ではございますが、こちらのほうは国の交付金事業になっております。これは、樋門といいまして、要は渋川の河口に大きなボックスカルバートをつくりまして、それで排水を流すといった工事になります。それに前後の堤防100メートルもあわせまして③番の事業となって、別事業となってございます。

次に、④番の紅葉川の災害復旧事業でございますが、こちらについては紅葉川の左右岸の堤防を海岸堤防の高さに合わせてかさ上げをするということで、800メートルほど護岸工を中心河川改良工事を行ってまいります。

最後に、⑤番の広野小高線の交付金事業でございますが、こちらは富岡川の子安橋、こちらのほう幸いながら今回の災害では被災しておりません。こちらのほうから紅葉川を渡って第二原子力発電所の西側を迂回しまして、第二原子力発電所の入り口に至る道路にタッチするまで、この間3,300メートルほどございますが、こちらの道路改良工事を予定しております。これらいずれの事業も平成27年度の工事着手を予定しております。少しでも早く工事を発注するため、これより事業用地の早期取得に向けて取り組んでいく予定となってございます。

なお、人工リーフ、毛薺仏浜地区海岸の人工リーフについては、海の中にあるものでございますので、用地取得の必要がないというところで、こちらについては既に発注事務を進めております。2月の県議会で議決いただけた暁には、3月には正式契約になるということで、4月より工事を開始できる見込みとなってございます。

こちらの事業、高さ関係について、もう少し詳しく裏面でご説明をさせていただきたいと思います。裏面、まずイメージパースということでございますが、これはちょっと人工的にコンピューターグラフィックで描いた絵でございまして、富岡漁港のもう少し沖合のほうから、ちょうどカモメの目の位置あたりで富岡駅周辺を俯瞰したようなイメージパースということであらわしてございます。

そして、高さを順次説明してまいりますが、済みません、前のページと錯綜いたしますけれども、富岡川につきましては、A-A'断面ということで示しておりますが、これは前の図面にもA-A'

断面というところで、富岡川のJRの下あたりにちょっと矢印が引いてあるところ、これを輪切りにしてみたような形ということでご理解いただきたいと思います。これは、上流から下流を見たところでございますが、川幅については内々で約80メートルというところで、もともと富岡川40メートルから50メートルですから、大体倍近い幅になるということで理解いただきたいと思うのですが、川底はほぼ現状のままですけれども、今堤防がないというところがありますので、こちらの北側で示してあるとおり、この赤線のように堤防を新たに設けると、そして逆に南側については川を掘削して川の容積を広げるといったような工事内容になります。

続きまして、紅葉川、これも前のページのところで紅葉川のところにC—C' という矢印、そこを輪切りにしたものでございます。こちらについては、40メートルというところで、実は川底の幅はさほど変えないということですが、隣接する海岸の堤防が約2.5メートルかさ上げされるということで、それに合わせまして堤防をつくっていくというところが、南側も北側もこの工事の概要でございます。

次に、B—B' 断面ということで、これは毛薺仏浜海岸からJRの近くまで、これを輪切りにしたものでございます。東側、図面の右側が東側でございます。海側でございます。西側がJR側というところで、図面左側がJR側、西側となっております。これでいきますと、場所的には浄化センター付近の断面でございますけれども、東側から説明申し上げますと、まず先ほど申し上げました人工リーフというものがあります。これは、本当に海に沈んでいるような絵になっておりますが、海面から1.65、大体満潮の高さから1メートルほど下に隠れるというところで、人工リーフというものが今ございますが、それをほぼ原形に復旧するという内容でございます。

その左側に消波ブロック工という赤いところ、着色でございますけれども、これは今の海岸堤防の前面の消波ブロックがかなり津波で飛ばされておりますので、その復旧をするということでございます。もともとの堤防は、その脇のTP 6.2メートルという高さで整備されておりました。そこから今回いろいろ工事の際の工事用道路並びに堤体の安定性等を考慮いたしまして、現堤防から10メートルほど後ろに下げた形で新たな堤防がつくられます。こちらにつきましては、TP 8.7メートルというところで、現在の堤防よりも2.5メートルかさ上げをするということで、いわゆる100年から百数十年に1回起きるであろう津波、私どもは通常エルワン津波と言っておりますが、明治三陸沖地震とか、そのような頻度で起こる津波に対しては、この堤防で完全に防御できるということでございます。

そこから20メートル程度下の堤防ののりぎりの間では離れますが、県道広野小高線を建設いたします。堤防の天端から道路の肩からでいきますと約50メートルほど距離があります。こちらにつきましては、高さが約11メートルから12メートル程度というところで、若干道路の縦断がございますので、数字は変動いたしますが、簡単に言いますと子安橋の高さから大体同じような高さで海岸沿いの区間をもっていくというふうなことで、かなり現状よりも高い道路になります。これは、河川のクリアランスの関係とかでこのような高さが必要になっているものでございます。

そして、広野小高線の前後には、これから農林事務所さん説明いたします海岸防災林というものが

整備されます。このような形で海岸堤防、さらには防災林、さらには広野小高線というところで、さまざまな施設でもって、いわゆるエルツー津波というか、今回の3.11で来襲したような津波に対して、JRから西側の富岡町の中心部を守るというところの目的が達成できるように、このようなさまざまな手法で津波を減勢させるというふうな設計となってございます。

このような施設ができますと、富岡の中心部から見える海岸線は一体どうなるのだというところがかねてよりちょっと町さんからもご心配の声もございましたので、そちら補足する関係でもう一枚資料持ってまいりました。こちらの写真の資料でございます。

まず、この写真は、この上の現況と申しますのは、富岡駅から海を見たというふうな写真になってございます。富岡駅のホームの高さです。それから見ると、現況はこんなふうに見えます。それが、今回の下の横断図、先ほどもご説明申し上げましたが、海岸堤防、道路と、さらには海岸防災林というものが配置されるとどうなるか、どう見えるかというふうなことで申し上げますと、まず下に防災林の盛り土として茶色いものが出でています。この程度地盤が土で盛られるということでありまして、その上の赤い線、これが海岸堤防の8.7メートルという線でございます。そして、その上にあるのは広野小高線の11メートルから12メートルといったところの高さが大体この程度になると、富岡浄化センターが屋根の高さが18.5なので、それよりはかなり低いといったところでございます。現在の建設中の破碎選別施設に比べては相当低いということになります。ただこの段階で、海はほとんど残念ながら隠れてしまいますが、こちらに海岸防災林が整備されるというところで、恐らく20年、30年後にはこの松の樹高は10メートル内外の高さになるものと思われまして、それを投影いたしますと広野小高線はその海岸防災林の中に大体隠れてしまうというところで、景観的に見ればかなり高い道路でございますが、このような形である程度調和するのかなというふうなことで、私どもとしては考えてございます。このようなイメージになるというふうなことで、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、富岡土木事務所の事業の概要としては、以上でございます。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

では、引き続きまして、相馬港湾建設事務所分の説明をお願いいたします。

宗像さん、お願ひします。

○相馬港湾建設事務所長（宗像良夫君） それでは、私のほうからこちらの相馬港湾建設事務所、資料1というA3判の冊子で説明させていただきたいと思います。

まず、富岡漁港の航空写真、これは26年の3月に撮影した一番新しいものでございますけれども、添付させていただいております。被災後の状況としましては、余り変わっていない状況の写真でございます。

まず、被災の状況でございますけれども、済みません、その前に私どもの事務所の所管しておりますのは、富岡漁港とその直背後の海岸堤防、これが私どもの事務所の所管となっております。こちらの施設の被災状況でございますけれども、まず大きな要因としまして、この辺一帯が地盤沈下を起こ

して約70センチほど沈下をしてしまったということで、漁港の岸壁でいきますと大潮とか海が荒れたときなんかは岸壁の上まで海水が冠水するというふうな状況になってしまったと、あとは防波堤関係もその効果が半減しているような状況でございます。また、あと部分的にですけれども、岸壁が一部傾いたりとか、防波堤が一部流失、あと後ろの海岸堤防につきましても一部破堤したというふうな被災状況でございました。

この復旧でございますけれども、まず平成25年の7月の29日から8月の3日の間に災害査定を受けて、全ての査定を受けております。その復旧の内容につきましては、まず岸壁関係でいきますと、もとの高さ、もともとあった高さまで、まずは高さを上げてあげるという形になります。それから、あと海岸堤防につきましても、先ほど富岡土木さんのはうから話がありましたように、もともとの施設がTP6.2メートルであったものをTPの8.7メートルまで上げまして、なおかつ粘り強い構造ということで、頑丈な構造で復旧をすると。それから、防波堤につきましても同じようにもとの高さ、これはDLという表示、現地の海面の高さを基準にした高さですけれども、4.5メートルから7.2メートルありました、その高さまで復旧してあげるというふうな復旧内容になっております。

そのほかに、岸壁上げましても、その背後に野積み場とかそういういた用地がございましたけれども、そちらについても同じようにかさ上げをしなければいけないということで、それにつきましては補助事業のほうで対応させていただくと。あと海岸堤防につきましても、昔富岡漁港に入ってくる道路がございまして、その部分については堤防がございませんでしたので、その部分についても新たに無堤区間の解消ということで、堤防を新たにつくると、こちらのはうは交付金事業のほうで行うというふうな予定にしております。

現在の実施状況でございますけれども、資料の2のはうちちょっとごらんいただきたいと思うのですが、資料の2で赤く色を染めてあるところ、これは防波堤とか岸壁、それから航路泊地の復旧でございますけれども、こちらにつきましては2月議会で議決を受けることができれば、本契約になりますて、4月から着工できるということで、今そういう手続を進めております。それから、緑の部分、臨港道路から野積み場、その他の施設につきましては、平成27年度に発注をいたしまして、実施をしていくというふうな予定にしております。今のところ平成29年度までには全ての施設の復旧を終わらせるというふうな予定で進めようとしております。

資料の3ページ、資料の3をまたちょっとごらんいただきたいと思うのですが、先ほど富岡漁港のほうに入る道路のところに海岸堤防をつくりますよというふうなお話をさせていただきましたけれども、そういうことをやることによって、漁港におりる道がなくなつてしまりますので、新たに海岸堤防を乗り越えるような形で取りつけ道路といいますか、そういうものを整備するというふうな予定にしております。こちらも交付金事業のほうで実施するというふうな予定にしております。

最後に、資料の4をごらんいただきたいのですけれども、これが海岸堤防の復旧の状況と、あとはその取りつけ道路、乗り越え道路の横断、一部をとったものでございますけれども、海岸堤防につ

きましては、今の現況の施設を極力生かしまして、破堤したところは全て直しますけれども、施設として残っているものにつきましては極力生かしまして、その上にかさ上げをしていくというふうな形の復旧を考えております。それにはわせるような形で取りつけ道路を整備していくというふうな計画にしております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございます。

引き続きまして、相双農林事務所の説明をお願いいたします。

佐藤さん、お願ひします。

○相双農林事務所森林林業部副部長（佐藤秀樹君） 相双農林事務所の佐藤です。私のほうから海岸防災林のほうについて説明させていただきます。

今ほど富岡土木事務所のほうから所掌の復旧工事について説明がありました。その中で、海岸防災林についても記載がありましたので、おおむね整備のイメージがおつかみいただけたのではないかというふうに思っております。私のほうからは、防災林整備の考え方及び今後の進め方について説明させていただきます。

説明は、皆様にお配りしました、こちらの海岸防災林の復旧についてということでのペーパーで説明をさせていただきます。まず、1ページ目をお開き願います。左側の枠に海岸防災林とはと記載してありますが、海岸防災林とは飛砂、風害の防備等の災害防止機能に加え、津波に対して地域の防災機能の確保を図る多重防護の一つとして、津波被害を軽減する機能を有する保安林となっております。

真ん中でございますが、県全体の事業計画ということになります。民有林の海岸防災林は、全体で今のところ7地区、665.7ヘクタールについて整備する予定となっております。また、平成27年度には双葉地区と富岡地区が採択になる見込みでありますと、これらを合わせますと9地区について32年までに整備をする予定ということにしてございます。国有林の海岸防災林につきましては、1地区、これは相馬の大洲のところになりますが、そちらの1地区で面積が60ヘクタールほどということになっております。

また、町づくりの視点から建設事務所等で整備を行う防災緑地は、10地区で面積が135.3ヘクタールとなっております。右側の図をごらんいただきたいと思います。海岸防災林、民有林の海岸防災林につきましては緑で着色した部分になってございます。国有林の海岸防災林につきましては、青色で着色したところ、相馬市のところに1カ所ございます。防災緑地については、赤で着色しているところというようなことになっております。これに平成27年度から双葉地区と富岡地区が加わるというようなことで、私どものほうで今事務を進めているところでございます。

2ページをごらんください。双葉管内の防災林造成事業計画位置図となります。右側が相馬市から小高区まで、左側が浪江町から楢葉町までとなってございます。防災林整備箇所は、赤で着色されたところでありますと、相馬市の松川浦周辺の整備箇所から楢葉町のシウ神山まで8地区、23カ所と

なってございます。管内の防災林整備延長は、約37キロメートルで660ヘクタールということで考えてございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。海岸防災林の復旧計画ということで、基本的な整備の考え方について書いてございます。図は、右側が太平洋側、左側が内陸側となってございます。防災林の林帯幅でございますが、飛砂、風害の防備など災害防止機能に加え、津波に対する被害軽減効果を考慮しまして、おおむね林帯幅200メートルを確保することとしてございます。盛り土高でございますが、植栽木、松などの根が十分に成長し、飛砂、風害の防備などに必要な樹高の確保及び津波に対して寝返りしにくい林帯を造成するため、地下水から2.4メートルの盛り土を行うこととしてございます。

4ページをごらんください。植生基盤の造成についてでございますが、左側の図をごらんいただきたいと思います。地下水による盛り土の考え方ですが、地下水があるとそれより根が伸びていかないことから、盛り土計画高は2.9メートル、これは自然転圧によりまして下がってくるわけでございますが、その下がりによりまして盛り土の仕上がり高は2.4メートルということにしてございます。これは、松が成長したときに伸びる直根の深さを確保し、津波を受けても寝返りしにくい生やしをするための盛り土高となっているところでございます。100年ぐらいすると2.4メートルぐらいの直根が伸びるというようなことで言われておりますので、それに合わせているというようなことでございます。

次に、放射線量による盛り土の考え方でございますが、国から出された基準の中で、災害廃棄物由来の再生資材を盛り土材として活用する場合は、放射性物質の影響を考慮して3,000ベクレル以下については1メートル以上の覆土をすれば利用が可能ということにされていることから、このような基準に沿って今後防災林のほうの整備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。防災林造成事業、富岡地区の計画でございますが、町のほうから平成26年5月30日に防災林整備の要望書が出されました。平成27年4月に国の採択を受ける予定で、現在調整を進めているというところでございます。富岡地区の事業計画でございますが、大体の延長が約1.7キロメートル、整備面積が約33ヘクタール、事業主体は県、相双農林事務所ということになります。事業費につきましては、約54億円ほど見込んでおりまして、平成32年を一つの目標として整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。整備面積並びに事業費につきましては、今後詳細な設計により決定するため、変動するというようなことも見込むところでございます。また、現地につきましては、環境省の仮置き場等がありまして、その撤去後に工事の着手となるというようなことでございますので、目標は一応32年を目標としているところでございますが、若干伸びるのではないかということで予想しているところでございます。

平成27年事業の採択になりましたら、まず調査測量設計を実施しまして、富岡土木事務所と連携をしながら事業の説明会、そして用地買収の説明会等を進めていくというようなことでやってまいりた

いと思っております。今のところ工事の着手は、平成28年度を見込んでいるというような状況でございます。

防災林事業におきましても、富岡町の復興まちづくり計画の早期実現に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力を願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、先ほど申し上げましたとおり3つに分けて質疑を賜りたいと思います。

まず、富岡土木事務所分の件に関しまして、質疑を許可いたします。質疑ございませんか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 広野小高線についてお伺いしたいのですが、広野小高線については震災前から計画されていた道路で、なかなか相当前から計画していて進んでいない状況ではあったと思うのですが、我々としてみれば原発立地地域として避難道路という位置づけでもあったわけでございますができる前にこんな事故が起きてしまって大変な渋滞の中、避難したという経緯があります。今回第二原発の入り口からこの観陽亭の付近ですか、ここまで計画されているということですが、一つお伺いしたいのが、広野小高線が今後広野から小高まで開通するのか、今町道を県道に格上げしたりしてつなげていっていると思うのですが、この十一、二メートルの幅で最終的に全部やるのかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） それでは、早川議員のご質問にお答えさせていただきた  
いと思います。

広野小高線につきましては、浜通り地方のさまざまな観光施設あるいは地域振興施設を結ぶ道路として計画されておりまして、ちょうど震災前にこちらの渋川の橋梁でありますとか、紅葉川の橋梁などを建設して、もうすぐ完成だというようなところまで来ておりました。それが今回の震災によりまして大きな被害を受けて、しかも海岸堤防がかさ上げされるというところで、この道路の高さ自体を、あるいは位置的にも見直さざるを得なかったというところでございます。今広野小高線のまず南側の状況をご説明申し上げますと、今広野町の駅東の地区のところで広野小高線の工事を今まさに富岡同様高さを上げた形で整備しております。これにつきましては、28年3月に完成を目標に現在工事を進めているところでございます。

そして、同様に楢葉町でございますが、こちらの海岸部につきましても同様にやはりこれも高さを見直して、法線を見直して工事を進めようとしているところですが、こちらにつきましては来年度から本格的に着工いたします。恐らく広野と1年おくれぐらいで津波被災地については施工ができるかなと、その間広野と楢葉の間につきましては、被災しなかった部分もありまして、未施工の区間につきましても、できるだけ前後の竣工時期と合わせるように供用を図ろうということで、今同時並行的

に工事を進めております。こちら楢葉と富岡間でございますが、今回ご説明申し上げたのは富岡町の区間だけでございますが、こちらの図面の左側ですか、こちらについては楢葉町の波倉地区というところがございまして、こちら現在未施工だったというところでございますけれども、これも現在設計を進めております。こちらについても、用地が確保でき次第用地買収をさせて工事をさせていただくというところで、おおむね富岡の広野小高線が整備されるころには大体楢葉、広野についても、おおむね供用できるような状況になるのではないかというふうに考えてございます。

この北側の部分というか、富岡川を渡った先につきましては、現在一部道路ができております、富岡町のスポーツ施設、グリーンフィールド富岡の中を通って6号に出ることはできるといった状況ですが、やはり計画も従前はこの北に延ばす計画もあったということで、現在まだ来ております。ただしこちらについては、今後帰還困難区域の中の状況でありますとか、広野小高線がこのような状況の中でどのような役割を果たすのかというところについて、今その辺の状況等再整理いたしまして、今後の方針を検討しているところでありますと、今後の取り扱いにつきましては議論を経た上で、できるだけ地元の皆さんに早い時期に示せるような形で進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ありがとうございます。今現在国道6号線も開通したということで、大変朝夕混雑しているという、ほか山側にある県道いわき浪江線ですか、こちらも大変混雑しているという状況もありますので、富岡町としても今帰還に向けて進めている状況でありながら、あれだけの交通量の中、大型ダンプとかトレーラーとか、そういうものが非常に多く通っている中で住めるような状況ではないと思うのです。そういう中で、浜街道と我々呼んでいますけれども、この道路がやはり大変重要視されると思いますので、この辺ぜひ早急に進めていただきたい、県としても最優先でこの道路を早く開通していただきたいと思っております。先ほど説明ありましたように、北側はなかなか困難区域ということもあって難しいと思うのですが、南は富岡から以南ですか、広野までは早急にやはり開通することが必要かと思いますので、重ねてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） 早川議員のご質問でございますが、広野小高線、いわゆる浜街道については、かねてより双葉の沿線町村の皆様から早期開通を要望されたところでございまして、現在も若干の状況の変化はありますが、この地区にとって重要な路線であるということは県としても十分認識しておるところでございまして、早期開通を図れるよう県としても努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） あともう一点、富岡にも第二原発、隣に事故のあった第一原発というのがあ

りますけれども、県としてはこの道路を避難道路としても考えていらっしゃるのかどうか、その辺だけ一つ聞きたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） 広域避難路ということでございましょうか。こちらの広野小高線につきましては、現在まだ整備中であるというところで、直ちに今すぐ今の段階で避難路にということではございませんけれども、当然これが開通した際には地域防災計画上の広域避難計画、さらには富岡町さんの防災計画上の避難路ということで、活用が期待されるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 富岡川と海岸線のところでちょっと聞きたいのですけれども、富岡川のほうは大分川底を広げるということで削っていくわけですけれども、富岡川は量は多くないですけれども、サケが上がってきていたところで、そのほかにもいろんな河口付近で自然だったかわりに魚とかいろんなほかの生物とかも含めてあったわけです。それから、アユ釣りの時期に釣りに行ったりとかということで、親水性という、遊びに行ったりとかというところがあったのですけれども、そういうところはどういうふうに考えているのかということと、海側なのですけれども、海側の堤防のところをちょっと、ごめんなさい、港湾さんのほうの現況の航空写真を見ると、Uの字にこういうふうに既存の消波ブロックが残っていて、ここは危ないといえば危ないのですけれども、波の穏やかなときなんかはとんとんとんとおりてちょっと海に遊びに行けたりとしかしていたのですけれども、こちらの断面図を見ると相当崖のようになっていて、海の部分に対する、人が完全に立入禁止の危ないところにしてしまうのか、それともこれも富岡はある意味ここぐらいしか平らなところで海岸に、海に近いところというのはあとなくて、あとはみんな断崖絶壁になってしまって、その辺はどういうふうに考えてこの計画をしているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） 遠藤議員のおただしくございますが、富岡町のまずサケとかの生態系並びに親水性に配慮した整備をどうするのかというおただしかと存じます。

富岡川につきましては、先ほどの代表断面図というものをまずごらんいただきたいと思います。A-A' 富岡川という図面がありますが、黒い線が今の富岡川ということで、ちょうど川底のところをちょっとごらんになっていただきたいのですけれども、川底よりも今回加工する赤い断面と、赤いのが今回富岡川として必要な断面でございます。これを見ると、黒い線が赤い線より下にあります。ということは、この部分については工事ではさわらなくていいと、川底をこれ以上下げるような工事にはなりません。ということで、今の富岡川のいわゆる河原の部分というのは、ほぼそのまま生かした

形で改修工事が進められると、主に現在河原ではなくて、おか地になっているところを若干下げることによって洪水に対する安全度を上げようとして計画しております。これは、議員おただしのように富岡川に非常に豊かな生態系があるというところで、地元の方々にも親しまれているというところで、できるだけ本来の河原らしさというものを残した形での改修を進めたいということの県の考え方ということでご理解いただきたいと思います。また、2割と申しますが、非常に緩い勾配で堤防から川の中に入れるような形になっております。もちろん階段とかも適宜設けることになりますけれども、従前よりも非常に川べりに入りやすいというふうな状況になりまして、釣りとか川遊びについてはできやすい環境になるのかなということで考えております。

また、海岸のところ、ちょうど河口部、子安橋の下流側かと思います。こちらについては、現在のところ富岡川の改修事業がやはり津波の防御というところがメインでございまして、子安橋の上流側でちょうど改修工事は終わってしまうというところがございます。下流側のところから川におりれるというところは、現在ちょっと事業としては採択されていないというふうな状況ですが、今議員おただしのような利用状況等について、町さんのほうと再度いろいろ確認をさせていただいて、階段等で対処できるものかどうかを見きわめた上で、その河口に入りやすくなるような対策ができるかどうか、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません、はっきりと場所を示せばよかったです。川の河口の話ではなくて、海のほうなのですけれども、写真を見ていただいて、港の堤防の左側、海岸線こういうふうに自然になっています。こちらの横断面を見ると、一番下の沖側というところを見ると完全に堤防ですとんと終わっていると、ただこちらのイメージパースの下の代表断面のところを見ると既存の消波ブロックは残っているように描いてあって、ただ上のイメージパースを見るところがこの形になっているので、一体この海への親水性のところに関してどういうふうな考えでこれをするのかということですそれは、もう一つお願いします。

それから、先ほどの富岡川のところなのですけれども、斜めになつていって今みたく崖ではなくなって、非常に行きやすくなるのはわかるのですけれども、のり面と段々になっている底面、それをどういうふうにするのか、そこもあわせてお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） 遠藤議員のご質問でございますが、済みません、趣旨を取り違えてしまいまして、海岸線への進入方法というか、そちらで親水性をどう確保するのだということだと思いますが、今海岸堤防は既設の堤防よりも若干後退して堤防をつくっていくことになります。この堤防については、8.7メートル、相当高くなるものですから、こちらについては階段工、あるいは斜路工、斜めに車両が何かのイベントのときにはおりて行けるような、そういうスロープも設

けてこの堤防を乗り越えやすくするということで、まず海へのアクセスを確保いたします。さらには、現在の消波ブロックでございますが、消波ブロックについてはやはりこれ海岸の波浪の防御には必要なものでございますので、基本的には原形の高さまで復旧させていただきます。ただこのところにはこの図面にあるように昔の離岸堤、古い離岸堤とかがありまして、そういうものについて若干入り江のような形になってございます。こちらについては、今回の消波ブロックの施工のときにもこの間の利用について図れるものであれば、ブロックの配置とかで工夫しまして、こちらのほうにも入りやすくすることは十分可能でございますので、今後ちょっとまだその辺の取り扱い、一部設計が固まっていないところもございますので、今後町さんの方とも相談して検討してまいりたいと思います。

あと、済みません、富岡川の堤防の表面というところでよろしかったでしょうか。富岡川の堤防につきましては、津波の影響を直接受ける区間については、やはり相当の強度が必要だということで、コンクリートの護岸を張るような形で補強させていただきます。ただ護岸のブロックの表面には土をかぶせるなどとして、できるだけ自然景観に違和感のないような整備を進めてまいります。また、上流、津波の影響がほとんどない区間については、それほど強度は必要としませんので、土の堤防、いわゆる土羽堤というところで、表面に草が生えて自然な形の堤防が整備されるというふうな計画になってございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 津波が起きて災害が起きたところに強固なものをつくるという発想は発想で当然必要なことだと思うのですが、ここの海岸というのは富岡の町民全ての人が、全ての人というか、一番富岡町の中で海に親しめるところ、川に親しめるところの、海と川のそばのところなわけですけれども、何か計画を見ていますと、木が大きくなったら隠れるからいいだろうとか、そういうようなちょっと力わざの堤防をつくるような雰囲気があるのですけれども、堤防が必要なこともわかります。本来ならば海は見えたほうがいいわけですけれども、それをいろんな形でクリアしていくということであれば、やはり水際のところはきっとした、津波がなければそういう親水性とか、そういう自然に親しむということ、富岡のこの地域、この町、富岡だけではないです。これからほかの町も出てきますけれども、そういうところを捨ておいて、ただつくればいいのだという形でつくってもらっては困るというふうに思います。やはりそのところを、人が使うですから、ただ波を防ぐためだけのものではなくて、今何年、エル何とかとかと言っていましたけれども、その間津波のないときはそこを使うわけですから、人が使って、そこで楽しく使えるというところをきっと考えた上で、堤防の工事もしてほしいというふうに思うのですけれども、その辺に対する考え方というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） 遠藤議員のおただしにお答えいたします。

海岸堤防の整備につきましては、県の海岸保全施設整備基本計画ということで、平成24年度に策定した計画に基づいてつくっております。その際には、やはり基本的な方針といたしまして、津波に対して粘り強くその効果を発揮する堤防というところで、津波が来てもすぐには今回のように堤防が崩れることのないように、全面をこのような形でコンクリートブロックで被覆した形のような堤防を整備するというふうなことが定められました。それと同時にやはり海岸というのは昔からのいろんなお祭りであるとか、行事であるとか、あるいは海でのレジャー等も盛んに行われていたものですから、そちらについては十分この堤防整備においても配慮するということで求められております。今回のところについては、その辺も考慮しまして、若干堤防を引き堤して、いわゆるもとの砂浜を堤防をかさ上げするために埋めるといった方法はとっておりません。若干下げて前に、従前の砂浜がそのまま残るような形をとっています。これからあと親水性のものにつきましては、まず防災機能を回復するというのがどうしても第一目標になりますので、まずはこの防潮堤の整備ということになりますが、今後この事業の中でできるところもありますでしょうし、今後いろいろその海浜利用のための別事業ということも考えられるかもしれません、そちらについては今後も地元の方々といろいろお話し合いをしながら、海浜利用のあるべき姿について皆様と一緒に考えてまいって必要な整備については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） ちょっと私のほうからお願いをしたいのですけれども、通知申し上げているとおり、きょうはいろんな会議が控えております。それで、決して質問をはしょるという意味ではないのですけれども、外部から説明に来ていただいている方との関係がありますので、できるだけ予定に沿った形の、ある程度の変更はしようがないのですけれども、進めていきたいと思いますので、質問をされる方も答弁される方も整理してちょっと議事進行にご協力をお願いしたいと思います。

そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） ちょっと質問させてもらいたいのですが、浜街道、県道小高線の12メートルかさ上げなのですけれども、8.7メートルの防潮堤があって、何でその内側に12メートルが必要かと、富岡町の町づくりの基本の考え方は減災なのです。先ほど聞いたら、防災、防災と言っているけれども、富岡川だって例えば40メートルが80メートルになれば、津波が来ればやはり富岡の駅前だってその80メートルの富岡川から津波が上がってくるし、12メートルのかさ上げの理由がわからない。私今いわきに住んでいるのだけれども、新舞子なんかもやはり防潮堤かさ上げやったけれども、それに隣接している道路、これは12メートルまでかさ上げしていません。福島県が例えば防潮堤に隣接する道路を全て新地からいわきまで全部12メートルにかさ上げしているということであれば理解ができるのだけれども、なぜあの地区だけが12メートルなのか、その辺わかりやすく説明してください。12メートルにしても完璧な防災は私はできないと思います。先ほど言った100年に1度のエルワン、これは

8.7メートルで十分だけれども、やはり減災であればこの地区、この地区は津波地区だから、非居住区に指定すれば被害者は出ないと思います。その辺わかりやすく説明してください。

○議長（塙野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） 先ほどの安藤議員のご質問でございますけれども、広野小高線の11メートルから12メートルの高さの根拠ということでございますが、この広野小高線というのは富岡川、紅葉川並びに渋川という3つの河川を上空をまたいでまいります。こちらの紅葉川、富岡川、渋川とも海岸堤防が8.7メートルという高さになるものですから、その堤防を道路は橋で渡らなければいけないということになります。そうしますと、その堤防のところから橋の桁高、あるいは堤防の上のクリアランスというものを確保していくと、必要な高さが必然的に11から12ということになるわけでございまして、こちらについては海岸堤防、河川堤防の高さに合わせた結果、この高さになるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） ということは、道路上の問題、津波を防止する目的であれば、津波を防止する目的で12メートルまで上げるの、それとも、もう一回わかりやすく、ちょっと。

〔何事か言う人あり〕

○5番（安藤正純君） 了解、わかりました。川の橋の高さに合わせて12メートルになったと、ただそれは今まで子安橋というのかな、あそこは高かった。だけれども、そこからぐっと下がっている。だから、その川の上の橋だけ上げれば、12メートルまで上げれば、あとは途中は今までどおりだって全然問題ないのではない。何での辺だけ、例えば楓葉もそうする、広野もそうする、では新地からいわきまで全部そうするのかということになっていくと思う。福島県なのだから。ただあの地区が特別予算ついたから、そういうことやりたいというのならまた別だけれども、どういう考え方あの地区だけ特別なのか、そのところを教えてください。

○議長（塙野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） 安藤議員のご質問でございますが、今子安橋につきまして、もともとの高さ、あれは12.5メートルほどあるのですが、あれから渋川とかそういう海岸堤防に関係して上がるところまで、一旦下げて、また上げて、また下げて、上げてということも技術的には可能であります。ただこの道路の位置づけ、浜街道として浜通りの主要施設を結ぶ道路の位置づけ、あるいはその走行性、あるいは道路からの景観と、さまざまなものを考えたときに今の道路として望ましい縦断はむしろ上げ下げをせずにそちらを結ぶような形が望ましいのではないかということ、さらにはこの道路がこの沿岸周辺の津波の発生時の避難路にもなり得ると、その際にはやはり高さがある程度あったほうが避難路としても使えるであろうと、そのようなことを考えまして、この道路高を設定いたしました。さらに、この道路のほかに海岸防災林というものもいろいろございます。そちら

のほうの計画もあわせて考えたときに、津波に対してどれくらい効果があるかということを検証した結果、JRの西側には浸水しないというふうな結果に最終的にはなっておりますが、津波の防御のためにこの高さを12メートルまで上げたということではございませんで、そのような各施設を計画したときに何とか結果としてJRの西側の浸水が防御できる状況になったということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 12メートルの道路ができるために、海に行くためには下をくぐったり、いろいろなことが発生するわけ。私がさっき相澤さんに質問したのは、福島県なのだから福島県の沿岸部全てこういう計画でやるのですかと、この地域だけが特別なのですか、そういう質問なのです。富岡町は、基本的な考え方は減災なのです。自然と真っ向から闘うという防災ではないのです。だから、非居住区に設定することによって、結局その被害者を出さないとか、そういう方法もミックスさせながらやれば、8.7メートルで私は十分ではないですかと、そういう意見なのです。相澤さん、正しく答えてください。新地からいわきまで防潮堤の内側は全て12メートルで持っていくのですかと、その辺も答えてください。なぜこの地域が特別なのですかということ。

○議長（塚野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） 安藤議員のおただしさでございます。済みません、県としての広野小高線の考え方でございますが、富岡町に限らず楢葉町、広野町においても位置づけ的には同じでございます。まず、その地域の重要施設を結ぶ道路、ある程度高規格な道路ということ、さらには全線的にどの町にとっても津波災害時の避難路となるという条件については一緒でございます。ただし、津波を完全に広野小高でとめるということではなくて、海岸堤防をどうしても海岸のほうに近接していく道路なものですから、海岸堤防とのとり合いとか走行性とか、そのような、あと経済性とかも勘案いたしまして、各町村で、高さはそれぞれ異なりますけれども、広野町あたりでは約10メートルの高さで広野小高線を整備しております、その辺の考え方は統一されております。富岡町さんだけが特別ということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 2点ほど。まず、土木事務所さんで渡した2枚目、イメージのところなのだけれども、代表断面図、B—B'か、毛萱仏浜地区海岸、広野小高線線のやつで、海側からこれどういう順序で発注していくのか、みんな27年度になっているのだけれども、完了によっては前後するような工程になるのかなと思いますので、それとあわせてあの地区、林業事務所のほうではとり合い書いてあったのだけれども、文言で、土木さんのほうは出ていないのだけれども、そこもあわせてと、

あともう一つ、農林事務所さんの4ページの右側、下段の放射線量……

○議長（塙野芳美君） ちょっと11番さんお待ちください。今は富岡土木事務所分だけの質疑ということでお願いしますので。

○11番（高橋 実君） そして、海岸のほうの防潮堤新設のやつか、それとあと広野小高線の盛り土断面、これも3,000ベクレル以下の放射線入ったやつを使う予定があるのかないのか。この2点。

○議長（塙野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、施工順序と時期でございますけれども、一番右側の人工リーフ、こちらについては今発注準備進めておりまして、2月議会で議決後、3月中に正式契約となる予定です。

次に、海岸の堤防、これは消波ブロック工と防潮堤、これが恐らくワンセットというところで発注になると思いますが、これが27年度に入ってからと、それで県道広野小高線でございますが、現在減容化施設並びに仮置き場というもので相当数道路の用地上に環境省さんが施設建てておりますので、橋梁の下部工でありますとか、そういう施設に関係がないところから順次平成27年度から進めていくというところで、全体的にいきますと海側から山側にというふうな順番で工事のほうは進めていくことになろうかと思います。

2つ目のご質問でございます。3,000ベクレル以下の土ということでございますが、現在のところこちらについてはさまざまな採取土あるいは土砂を購入することも含めて検討中でございますが、現時点では3,000ベクレル程度の土砂を入れるという予定は今のところございません。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） そしたら、東、海側からやるときに除染工事で人がかなり入っているものだから、既存の流されたテトラポットとか、そういう再利用をまず破損した堤防関係の大型のコンクリート片、大至急これ応急でもいいから、特に紅葉川のほう低くて破損が大きいでしょうから、応急の応急手当てを至急に考えてもらいたい。これ多分23年度当初から当時の所長ないし相双土木のほうには言っていると思う。全然手かけないで、ずっとぶんぬけたままで、津波なんか来なければいいのだけれども、今の状態で津波なんか来られた日には何百人という人が流される可能性が大なもので、そこら辺もあわせて今からやるからいいではなく、やるのならやるなりにかみ合うようなやり方とってもらいたい。

それから、3,000ベクレル云々というやつ、確かに3,000ベクレル以下は一般廃棄物扱いになるのだけれども、あくまでもベクレルとかセシウムの話になってくると、被災者は本当に神経とがらす。何ぼ国のはう、県庁のはうからといって、もし使うのであれば1メートル以上覆土しても、確かにゼロに近い数値だけれども、覆土だから、飛ばされると1メートルが90センチ、80センチに下がる可能性もないし、なおかつこれ粒径が300以下になっている話で、ゼロから300のふるい分けてどういうふ

うに考えているのかわかりませんけれども、使うときには……

○議長（塚野芳美君） 11番さん、だからそれは使わないと、今使う予定はないということですので。

○11番（高橋 実君） 使う予定になったときには、事前に町のほうに報告してください。

○議長（塚野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） 高橋議員の最初のご質問でございますが、紅葉川の河口部で堤防が壊れていて、堤防がないところの対応ということでご理解させていただきましたが、こちらにつきましては環境省さんの仮置き場の関係もあったものですから、昨年から環境省さんとその堤防が抜けている部分の応急工事の方法について協議をさせていただいておりました。若干おくれてしまつたのですが、こちらについては現在環境省さんのほうで仮堤防やる方向で現在詳細について詰めさせていただいておるところであります。

2番目のお話は、高橋議員のお考え、要望としてお受けしましたので、そのようなことに配慮しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

[何事か言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 (午後 零時06分)

---

再 開 (午後 零時07分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

議員各位にちょっとお尋ねします。今の富岡土木事務所分に関してまだまだございますか。

[「はい」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 短時間で終わりますか、終わりませんか。

[「そんなにかかるない」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 7番のほうの渡辺光夫議員は時間はかかりますか。

[何事か言う人あり]

○議長（塚野芳美君） わかりました。それでは、土木事務所分までをやって、その後お昼にしますので、では続行いたします。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） では、簡単に聞かせてもらいます。本来であれば、防災を兼ねなければ今回の津波を考えた場合に当然ルート変更もあり得たのかなと思うのですが、防災を兼ねての道路づくりということで、変更はなしに11から12メートルまでかさ上げするということで、橋梁と同じ高さで、ほとんどレベル状態で持っていくということで、非常に使いやすい道路になることは確かなのです。

ただ富岡にとっては、第一原発、廃炉になりましたが、まだまだ廃炉に40年、50年かかると、第二原発も控えています。震災前からいいますと、避難道路という位置づけもあったはずなのです。避難道路という位置づけがあったにもかかわらず、今は津波対策一心で富岡以北の計画全然なしなのです。大熊を突っ切って双葉、浪江に行くわけいかないでしょう。当然富岡以北の先ほど3番さんのときにはちょっと説明ありましたが、グリーンフィールド、向こう側に抜けていくというような考え方持っているのでしょうかが、幾ら立派な浜街道ができてきても、やっぱりその辺もきちっと6号線とか山麓線、35号線ですね、あの辺につながる道路もきちっと考えてもらわないと、何の道路だかわからなくなってしまうのです。今高速も6号線も35号線も全て渋滞状態で、やっぱり今度中間貯蔵が決まれば、ますます車がふえるのに防災、津波対策だけで考えてもらってどうにもならないのです。本来であれば、自然に津波とかそういうものにがっぷり四つに組んで人間が幾ら闘っても勝てるはずがないですから、本来であれば町並み移転とか、そういうふうな方向が一番いいのかなと思うのですが、富岡町は線路もすぐ近くにありますので、全てを守っていくためにはこれが一番ベターなのかなと思うのですが、当初は浜街道を避難道路と位置づけになって、JCOの事故以来、特措法で核燃税で20年の内でつくると言っていたながら、現在35%くらいしかできていないと、これだけ膨大な量の計画、工事量の計画して、本当にできるのですか、これ。それが私一番心配です。計画には何ら異存はありません。これだけ立派なものをつくってもらうということは、私は大賛成です。ただ絵に描いた餅にならないのですか。JCOの事故以来、特措法で決めて20年の中で浜街道を全線開通させますよと言って、県では何やったのですか。その10倍、20倍、50倍のボリュームのある事業を今からやろうとしているのですからありがたいとは思うのですが、県では本当に実効性のある計画組んでくれたのですか。その回答で私は結構です。

○議長（塙野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） 渡辺議員のご質問でございます。広野小高線の整備方針というところかなというふうにご理解申し上げましたが、先ほどもご説明申し上げましたが、今津波被災地を中心に広野、楢葉、富岡というところで、その復興まちづくりにあわせてこの道路を完成させるというふうなことで進めております。当然残りの区間に関しましても、既に工事も終わっているところもありますし、この路線全体の効果を發揮するには全線つながないと意味がないということは重々理解しておりますので、その辺に関しましても復興まちづくりと一緒にやる区間と大きくおくれないようなスピード感を持ってこの残りの区間も整備してまいりますので、広野から富岡まではこの沿線の復興まちづくりと同時に機能が近く発揮されるものと考えております。ただ富岡川から北側の区間については、先ほど申し上げましたが、帰還困難区域の取り扱いとかいうことがございますので、もう少し私どもとしても検討を続けたいというふうに考えておりまして、今後の課題と認識しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。町で復興まちづくり検討委員会で考えているのも、それだけではなくてやはり先ほど言ったように、第二原発、第一原発、いろんな問題があります。そういう中で、いかにして一日も早く帰れるかというのが町づくりの一番の頭だと思うのです。そうであれば、やっぱり県全体のことを見て、当然避難道路であればきちんとつないでもらわなくてはならないし、とりあえず困難区域でつなげないのであれば、そこから抜ける道路もきちんと整備してもらわなくてはならないし、広野とか富岡までできれば帰りますよという話ではないのです。それも当然一日も早くやってもらうことを私は希望して、あと前後のこととも早急にイメージ出していただければありがたいと思います。要望しておきます。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君） 計画書を見ますと、これ多分富岡町の皆さんとも計画の段階で相談もしているのかなと思うのですが、6号国道につながるイメージパースのところなのですけれども、これを見てみると完全にこれ海と分断されていると、要するにこれだけの海岸線の低いところから完全に海浜公園等がつくれるようなイメージがなかったのかなと、計画はなかったのかなと思います。ぜひこの計画の中から、もう一度見直して海浜公園を一つつくっていただけるような海に面した低い面積でのこの辺のところはありませんので、ぜひ富岡の海岸線を有効に使うような道路をつくっていただければというふうに思います。

それと、町との計画の中で6号国道と富岡駅とのぶつかるような道路が一本も入っていないのですぜひこの辺から道路、片側2車線とかできるような計画、これ打ち合わせなかったのかなということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君） 渡辺議員のご質問でございますが、このイメージパースでございますけれども、こちらについて若干道路みたいのが2カ所ぐらい入っているところございますが、大変申しわけございません。これできたばかりというところでございまして、まだ詳細のところ町さんと確認などをとっておりませんので、ちょっとはっきりその辺が載っていないというところがございます。こちらのほう住民説明会等に関しましては、もう少し町さんとその辺の絵柄をきちんと詰めさせていただきまして、正しい形で出させていただきたいと思いますが、その辺についても町さんと海へのアクセス道路についても協議を進めているところではございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君） ぜひこの計画の中で、今まで復旧、復興ということで、将来の富岡町というか、この地域の発展、復旧のために30年、50年、100年先を見たときに、必ずこれは必要なものだと

思うのです。ぜひこれを計画に、今までいろいろな中で議論してきた中で、これはありますので、ぜひ入れていただきたいというふうに思います。

○議長（塙野芳美君）　相澤さん。

○福島県富岡土木事務所長（相澤広志君）　こちらについては、今後町さんの計画とよく詰めていくことになろうかと思いますが、当然私どもの計画もそれに極力整合させる形で、一体的な町づくりができるような形で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君）　7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君）　先ほども、何度も申すようですが、ぜひあと一つ、海浜公園をぜひつくっていただきたいと思います。防波堤の外側に、海側につくるということはなかなか難しいと思うのですけれども、これは必ず必要だと思います。というのは、この海岸線、双葉地方の海岸線の中でこれだけ海に面した平たんなところはないのです。ぜひそれはお願いしたいと思います。要望しておきます。

○議長（塙野芳美君）　それでは、午後1時まで休憩いたします。

休　議　　(午後　零時18分)

---

再　開　　(午後　零時59分)

○議長（塙野芳美君）　それでは、再開いたします。

引き続き、相馬港湾建設事務所分に関しての質疑を行いますけれども、同じ質問はやめてください。同じ質問されても答えは同じですから、ですから別な観点からの話で効率的に進めていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、相馬港湾建設事務所分に関しましての質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君）　では、相馬港湾建設事務所分に関しては終了いたします。

次に、相双農林事務所分に関しての質疑を許します。ございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋　実君）　資料の4ページ、左側、盛り土材料の放射線量3,000ベクレル以下使うような考えしているみたいなのですけれども、先ほども話したように1メートル覆土すれば、その時点で線量は基本的にゼロに等しいかと思うのだけれども、覆土材もこれ300ミリ以下というだけで、ゼロから300なのか、300だけ使うのだが、空隙土がかなりある資材を使うものだから、そこら辺どうなっています。

○議長（塙野芳美君）　佐藤さん。

○相双農林事務所森林林業部副部長（佐藤秀樹君）　今ほどの質問でございますが、多分300ミリと

いうのは最大粒径の話かというふうに思っております。盛り土の中に300ミリ以下、30センチ以下ぐらいの固まりですか、そういうものが入ってもとりあえず木の成長には障害がないものですから、そういうものも使いながら盛り土を構築していきたいということで考えております。覆土につきましては、一応100ベクレル以下ということで、今考えているところでございますが、今先行して相馬市あるいは南相馬市のほうで事業を実施しておりますが、覆土、山のほうの表土を剥いだ場合にベクレル数はほとんど低いというような状況になっておりまして、そのような盛り土材を使いながら今構築をしているというような状況になっております。

以上でございます。

〔「3,000ベクレル」と言う人あり〕

○相双農林事務所森林林業部副部長（佐藤秀樹君） 3,000ベクレル以下、これは再生材等で3,000ベクレル以下のものを使うということなのですが、国のほうの基準等によりまして、このような形の取り扱いを示されているというような状況でございますが、それにつきましては実際にそういうものがあるのかどうかということもありますし、通常の盛り土で賄える部分については賄っていきたいというような状況でございますので、その状況によりまして検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（塙野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 先ほども言ったように3,000ベクレルというやつ使う使わないとさったときに、ちゃんとせめて富岡町民にはわかるような説明をして確認をしてもらいたい。結局セシウムから逃げていて3,000以下はいい、6,000はいい、9,000はいい、1万3,000はいいとか悪いとかと言われても困るわけだし、この盛り土材の表を見る限り仮に説明あった30ミリ以下だとしたって、粒径が整った状態で空隙土がなければいいけれども、空隙土があれば保護する覆土材が砂系等であれば、この空隙に引っ張られて1メートルが80センチに落ちるか、70センチに落ちるか、落ちた時点で1メートルの覆土材の空間線量がゼロだったやつが上がってくるわけだから、ましてや植栽してから地盤が下がるわけだし、ただ単にここにかかっているやつでいうとそういうような懸念材料が出てくる。粒径の整ったゼロから30ミリを、転圧するとか何かをした状態で覆土材というのを決めてしてもらわないと、ただ単にこれかかったやつで見ると本当心配が出てくる。

一回ある人とこういう話したことある。数量がわかって、ベクレル数がわかるのであれば、なるべく空間線量に影響のないように、地表10センチなら10センチ現状をすき取って、下の土を上に持ってくるようにして、下に突っ込んだらいいと、そこら辺もちょっとあわせて、とにかく末代まで3,000以下であってもゼロのままの施工を考えてください。要望しておきます。

○議長（塙野芳美君） 要望でよろしいですね、答え要らないですね。

○11番（高橋 実君） 多分出せないでしょう。

○議長（塙野芳美君） わかりました。では、要望として受けとめておいてください。

そのほかございませんか。

9番、高野泰君。

○9番（高野 泰君） 5ページなのですけれども、海岸防災林の大体どんなようなイメージになるのか、私の知っている範囲内では新舞子あたりがあんなような感じになるのかなという感じしているのですけれども、先ほどのこっちのパースの部分であったのですが、どんな感じになっていくのかなと、そしてどのくらい200メートルの間に松を植えていくのか、その辺の、そしてその効果を聞きたいのですが、お願いします。

○議長（塚野芳美君） 佐藤さん。

○相双農林事務所森林林業部副部長（佐藤秀樹君） どのような状況になるのかということでのご質問いただきました。

とりあえず防災林の幅としましては、200メートルということで、国のはうで150から250ぐらいの間で施工するようにというような方針を出したものですから、その中で200メートルを基準としてやっていきたいというふうに思っています。それが30年、40年たつとある程度の高さの木になって、そういう木でもって津波が来たときに30%ぐらいの減水効果が発揮されるというような報告になってございます。うちのほうの防災林で全てとめてしまおうというのは根本的に難しいものでございますから、いろいろなものを組み合わせながら津波に対処していきたいというような考え方で実施しているところでございます。

現在植栽しているものは、ヘクタール当たり1万本ということで、1メートル間隔で植栽をさせていただいております。これにつきましても、今後の維持管理等を考えながら、1万本でいいのか、それよりももう少し減らすことができるのか、そのようなことをちょっと検討進めまして植栽をしていきたいというようなことで考えてございます。

また、地域からは、松だけではなくて広葉樹なんかも植えられないのかというような要望も上がってきておりまして、その辺につきましてもその環境条件によってどのようなものであれば成長ができるのかというようなところを今調査をかけているというようなことでございまして、植栽に関しましても皆様方あるいは町のはうのご意見等も伺いながら実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 今の関連になりますけれども、防災林に松の木と言っていますが、松は営林のはうでも管理できないような状況になっていますよね、松くい虫で。そういう部分考えたら、国、県のはうでは松にかわるものというのは実際現段階では全く見当たらないのですか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 佐藤さん。

○相双農林事務所森林林業部副部長（佐藤秀樹君） 今主林木としましては、松を主体として考へておるというような状況でございます。皆様方ご承知のとおり松くい虫でかなり被害を受けたというような状況がございますので、今植えているものは松くい虫に抵抗性のある松ということで、そういうものに限って植栽をしているというような状況でございます。松以外の植栽木がないかということなのですが、これまでの長い歴史の中で潮風に一番強いものはクロマツだというような状況になってございます。私どものほうの考え方としましては、海岸線に一番近いところはやはり松で守っていきたい、その後背地につきましては松以外の樹種も導入しながら整備をしていきたいというようなことで考へております。まず、松を生育させて環境をある程度整ってくれれば、そのほかの樹種も育ってくるものというふうに思っておりますので、そのような手順の中で防災林を造成してまいりたいというふうに考へてございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 今塩害に強いのが松と言われていますが、松の場合は全く松くい虫には非常に弱いと、富岡町でも営林署の山隨分ありますけれども、ほとんど松の木は全滅状態になっています。そういうところに松くい虫に強い松があるのであれば、それも対応可能なのかなと思うのですが、これだけの樹木を植えるのですから、本来であれば広葉樹なんか入れていけばかなり森林浴にもなるのかなと思うのですが、防災の観点からいうとそういうものでは困るわけです。実際何がいいかといつても私もわからないですので、そういうものをふんだんに植えていただければある程度町づくりにも寄与できるのかなと思いますので、今後検討していろいろなものをませていただければありがたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。ございませんか。

復旧課長。

○参考兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、私のほうから報告だけさせていただきたいと思います。ただいま説明でおおむねご理解いただいたということで、今後の予定として住民に対する説明会を考へております。それで、その案内の仕方としては、2月の第3金曜日に発行しているお知らせ版に住民説明会の案内をしたいというふうにしております。これは、町内全町民に対象として案内して、いわき地区1回、郡山地区1回ということで、今、日にちの調整はしているところですが、大体2月の下旬ころになるかとは思っておりますが、そのくらいに説明会したいというふうに考へております。その後に今度は地権者とか身近な方の事業説明と、それが成立すれば用地交渉という形で入っていくというふうに考へておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） ただいまの復旧課長の報告に関しまして質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

それでは、付議事件1番の県事業分に関する説明及び質疑を以上をもちまして終了いたします。

相澤様、唐橋様、宗像様、木下様、佐藤様、宮田様どうもありがとうございました。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時13分)

---

再 開 (午後 2時50分)

○議長（塙野芳美君） それでは、皆さん、全員協議会を再開いたします。

付議事件2に入ります。

地域主導型太陽光発電事業についてであります、この件に関しまして福島県企画調整部よりエネルギー課課長の佐々木秀三様がお見えになつておりますので、まずご挨拶をいただきたいと思います。

○福島県企画調整部エネルギー課課長（佐々木秀三君） エネルギー課課長の佐々木でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） それでは、付議事件の内容についての説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（菅野利行君） それでは、地域主導型太陽光発電事業実施の内容についてご説明させていただきます。

事業概要につきましては、原田係長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○企画課政策係長（原田徳仁君） 企画政策係長の原田と申します。説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきますことをご了承ください。

本事業は、復興のための再生可能エネルギー事業の推進を町施策の大きな柱と掲げ、このたび計画をしたものでございます。この計画により農地などの荒廃抑制や土地の有効活用、さらには売電収入を活用し、町の復興事業の展開など復興の姿を目で見、体感できるものと考えております。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。資料でございますが、地域主導型太陽光発電事業についてとタイトルが書いてあるものでございます。まず、2ページ目でございます。再エネの動き、こちら国の動きでございますが、経産省によりますと、平成26年12月18日、再エネの最大限導入に向けた固定価格買い取り制度の運用見直し等について発表されました。その中では、5つの項目、新たな固定価格買い取り制度、通称F I Tと呼ばれているものでございます。こちらのルールを設置ということで、5項目を記載してございます。

そのうち、4番目に記載している福島に対する特別な対応というのが示されており、導入拡大に向けた取り組み促進が今月の1月9日に発表されました。内容につきましては、大きく3つに分かれて

ございます。まず、1番目にあるのが県内にある東京電力の送変電設備の活用、②番といたしまして、送電線や蓄電池等の導入、実証の支援、3番といたしまして、避難解除区域等における優先的な接続枠の確保というものでございます。

一方、県と町の動きでございます。3ページをごらんいただければと思います。県と町の動きといたしましては、F I T32獲得前提ということで、双葉・再生エネルギープロジェクトを開始いたしました。こちらの目的でございますが、売電益の一部を市町村に還元し、原発被災町村への復興に期するというものでございます。報道でたびたび取り上げられておりますが、F I T価格の見直しということが平成26年度末に迎えようとしております。現段階ではまだ確定しておりませんが、現状の32円1キロワット時当たりが20円台になるであろうというものでございます。また、接続保留問題が電力会社のほうで10月以降上げられておりますが、そちらを回避するため東京電力送電網を活用するものでございます。規模は20メガワット、約40ヘクタールを想定したプロジェクトでございます。最終的に国の動向等も踏まえながら、事業収益性を高めるため、設備認定申請日である本日1月30日まで太陽光発電設備の場所と仮同意を得るということで、町のほうと県のほうで動かさせていただきました。

次ページ、4ページ、5ページにつきましては、後ほどエネルギー課長より説明を受けたいと思いますので、私のほうは説明を省略させていただきます。

6ページをお開きください。プロジェクトの実現化、計画を練るために、町のほうで考えておりました。場所の選定でございます。まず、F I T32、こちらのほうを獲得を狙いまして、事業収益性を高めることで検討した結果、1番から5番に記載しているような条件を当てはめ、地区を大石原地区約13ヘクタール、下千里地33ヘクタール、そのうち合計40ヘクタールぐらいを再エネ団地構想として計画を上げたものでございます。

事前に具体的な現地調査をその際行いました。結果は、7ページに記載しているとおりでございまして、青色で着色しているのがパネルの設置、それからP C S、これはパワコンでございますが、こちらのほう記載の数字のとおりでございます。パネルが24.2メガ、P C Sが19.8でございます。

8ページをごらんください。本日に至るまでの経過を丁寧に説明させていただきます。まず、1月16日に政策調整会議を開催し、この計画を採択ということで町のほうで動いております。以降議会議員の皆様方、それから行政区長、地権者の説明等々仮同意までいきまして、昨日まで仮同意の一括転貸を福島発電株式会社のほうに依頼をさせていただきました。仮同意面積でございますが、昨日で大石原地区においては約12ヘクタール、下千里地区においては約31ヘクタールの合計43ヘクタールが整ったところでございます。

9ページ目でございます。こちらは、事業の実現に向けた今後のスケジュールについて説明を記載したものでございます。まず、基本事項として赤い囲み枠で記載しているとおりでございますが、F I T32を生かすためには2つございます。1つは、事業計画の大幅な変更をしないこと、2つ目として、認定日から360日以内に発電設備の発注、それから土地賃貸借契約の締結が条件となっておりま

す。現時点では最終期限を平成28年2月末と考えた時間軸を計画してみました。本事業の実現化に向けての懸念事項は、農地転用を行った場合の固定資産税、生前贈与に関する贈与税、また贈与税に応じた利子税、不動産取得税、土地改良区事業などの水路管理、それから農地転用や農業者年金など数々挙げられております。解決なしでは事業の実現化はできないものと考えておりますし、このことについて現段階において不確定要素が多く、現時点で明確な回答をすることができませんので、先行事例や各関係機関と調整を重ね、課題解決をするとともに、あわせて事業運営会社の設立協議などを行い、平成27年秋以降に地権者説明会を開催し、土地の賃貸借契約に至る計画となっております。

また、本事業地以外にも民間で複数の太陽光発電事業を計画していることは、町として承知してございます。町としては、土地の利用状況や事業の計画内容、それからその進捗状況、地域への復興策などを十分に相談を受けながら、復興整備計画に含むなど適切に対応を進める考えですので、議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で本事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 佐々木さん、お願いします。

○福島県企画調整部エネルギー課長（佐々木秀三君） それでは、4ページ、5ページについて、座って説明させていただきます。

まず、4ページをお開きください。県では、現在避難地域を中心に太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー事業を通じた復興支援を進めたいというふうに考えてございます。そのための制度として、国から新たな補助制度を認めていただくことができました。これによりまして、ここの4ページの下にお示ししたとおり発電設備に対して10分の1から地元企業の場合は10分の2、それから送電線や蓄電池の設備に対して3分の2の補助率で補助することができるようになってございます。この補助制度につきましては、県の補正予算に今後計上して、できれば年内から運用を開始していきたいというふうに考えてございます。さらに、東京電力が経産大臣と1月9日に会談をいたしまして、富岡町にございます新福島変電所を改修しまして、原発の送電線、これは現在使われていない送電線が複数路線ございますけれども、それを再生可能エネルギーで活用可能な電圧に下げて、再生可能エネルギーを受け入れると、工事費が最大40億とかかかる予定でございますが、それは東京電力が負担するというふうに表明しております。これによりまして、新福島変電所の送電線に最大60万キロワットは接続できるという環境が整うということでございます。県、国、それから東京電力といたしましては市町村の皆様、それから事業者の皆様を交えて今後協議会のようなものを組織いたしまして、東電の送電線と補助制度を活用して再生可能エネルギーを推進しますとともに、その売電収入の一部を活用して地域の復興を支援していきたいというふうに考えてございます。発電事業は20年という長い期間を予定しておりますので、その年々売電収入の中から復興支援を協議会を通じてしていきたいというような考え方を持ってございます。

その中で、この富岡町におきましても先ほどご説明いただいたとおりの事業につきまして、町と協

力いたしまして、今事業化に向けて進めてございます。昨日ここでお示ししたとおりの仮同意のような形のものをいただきまして、経産省に事業の認定を申請いたしております。今後東京電力と売電のための工事の協議をして、事業を具体的に進めていきたいという考え方でございます。そこに至るまでは、先ほどご説明したとおり農地転用からいろんな問題がございますので、これを1年以内に解決して工事着工まで運んでいきたいというふうに考えてございます。

その事業主体と事業の概要を5ページにお示ししました。まず、事業主体としまして、仮称ではございますが、富岡復興エナジーというような会社をつくりまして、本店を富岡町に置いて事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。当初は福島発電という県が45%を出資している発電会社がございます。この会社は、福島空港で1,200キロワットの発電事業を現在やっておりますけれども、ここの会社の名義でまず事業をスタートさせ、それを富岡復興エナジーという会社のほうに事業を譲る形にしてスタートするということを考えてございます。その資本構成としましては、富岡町さん初め地元の方の参加もご相談したいと思いますし、また銀行や太陽光発電事業者とも協議をして、パートナーを組んで仕事を進めたいという考え方でございます。この事業の特徴としましては、まず融資は地元の地銀と協力しながら、地元のお金をできるだけ使いたいというふうに考えてございます。銀行さんとしましては、例えばの考えではございますけれども、再エネ預金というような形の預金をつくって、利益を地元の方に還元するようなことも考えてございます。

また、売電収入を使って地域貢献をするというのがこの事業の肝でございまして、富岡復興エナジーとしても再エネ関連産業の集積に役立つような仕事を一つはしてまいりたいというふうに考えてございます。オレンジの丸四角の中で示してございますけれども、再エネ技術者を養成したり、あるいは郡山にございます産総研の再生可能エネルギー研究所と連携しまして、最新の再生可能エネルギーに関する実証等の取り組みも試みてみたいというふうに考えてございます。

また、売電収入あるいは配当金等の収入を活用しまして復興支援をやってまいりたいと、その内容につきましては皆様と今後ご相談いたしたいと思いますけれども、地域の農業再生に向けて支援を行うとか、あるいはスマート農業、植物工場のような事業を行うとか、それから福祉、医療、教育などの分野でその制度自体ではどうしても支援し切れないところを補助的にこの売電収入を活用して支援して人づくりに貢献するとか、いろんなアイデアございますが、ぜひともその場合再生可能エネルギー事業をただの発電事業にとどめないで、町の復興に着実に貢献してまいりたいというふうに考えてございますので、ご支援のほどよろしくお願ひいたしたいと思います。

私のほうの説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑を賜ります。質疑ございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） これ担当課ちょっと教えてください。下千里の敷地33ヘクタールと大石原の

13ヘクタール、これは農地からいうと第1種とか第2種とかというくくりからいくと、どういうふうなくくりになるのかというのが1点。

あと1点は、佐々木さんにご質問します。これは、町で計画しているものなのですが、富岡町では地権者、部落、部落で地権者もやりたいという方が結構いるのです。もう認定とっている人たちもいるし、そういう人たちに対しても県のほうではアドバイスしたり、応援したり、そういうことは可能なのでしょうか。この2点お願いします。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） まず、1点目のほう私から。よく第1種、2種という言われ方しますが現実的には富岡町は区別がないのですが、農振地域であることは間違いないので、今後通常の農振の除外とか、そういう手続は全部必要になってきます。ということでございます。ですから、通常よく1種とか言われますが、そういうものと農振とか転用とか、そういうものが全て同じ、通常どおり皆さん心配なさるような手続は全部必要になってまいりと/or>うことでございます。

○議長（塙野芳美君） 佐々木さん。

○福島県企画調整部エネルギー課長（佐々木秀三君） 2点目ですが、ほかの事業について支援可能かということでございますが、原則支援可能でございます。まず、補助金につきましては、補助事業の要件はこれから定まりますので、それ次第でございます。また、東京電力に接続するには変圧器などの増設で数億円以上の負担金が本来であれば生じるということになりますけれども、そうすると普通の事業者はそのままではできないという形になります。それを東京電力があえて変圧器の工事を自分たちで負担するというふうに表明いたしておりますが、そのかわりといいますか、単純にそのメリットを例えば東京の大きな発電会社が来て、それを享受して利益を東京に持って帰られて困るということでございますので、協議会をつくって地域貢献をきっちり行うと、そういうことを要件にして受け入れなり支援なりということをしていきたいというふうに考えてございますので、しっかりと地域貢献ができるような仕組みで事業をしていただければ、十分に支援いたしたいというふうに思っております。

○議長（塙野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君） つけ加えてご説明いたします。

先ほどのこの地域は、農業振興地域内の農振農用地という区分になります。

○議長（塙野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） わかりました。第1種にも第2種にも該当していないと、富岡町ではそういうような呼び方はしていないということで、確認しました。

2点目、ぜひ農業を今やっている人なんかでもかなり富岡の場合には、大熊に近いところの地域なんか特に線量が高くて、10センチ、15センチ表土をはかないと線量が下がらないと、そういう地域もかなりあるので、この太陽光というのは早くから注目している地域もあります。そういう中で、

東京電力から36円とか、そういう契約も結んでいるところもあるので、できるだけ県のほうでご指導してもらって、町の計画もそうですけども、住民レベルの計画もうまくいくように協力してもらえることをお願いして、私の質問終わりますから。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 佐々木課長にちょっとお伺いしたいのですけれども、20年間太陽光発電をされるわけですけれども、その後県では富岡つくった、県で補助してつくっていく、その後のというのは、20年後というのはどういうふうなイメージを持ちながらこういう施策をしているのか、教えていただきたい。

○議長（塚野芳美君） 佐々木課長。

○福島県企画調整部エネルギー課長（佐々木秀三君） 20年後の姿ということでございますが、原則として21年で契約を結びますので、21年目に撤去いたします。撤去して農地に返すというのが原則的な考えではございますけれども、地主の方、それから皆さんの合意が得られれば何年か発電事業を延長するということもあり得るかと思います。5年とか10年とか、そのままのパネルで発電事業をするという条件が整えば可能ではあります。ただ恐らく21年目に撤去するというのが現実の姿ではなかろうかというふうに、想像はしております。契約上はそのような契約で、まずはスタートさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 当然これ農地を転用してやるわけでしょうから、転用にも限りあるのかなと思うのですが、町のほうにちょっときっちとした答えをいただきたいのですが、先ほどの県のほうのお答えだと、太陽光やりたい地区がいっぱいあると、そういう地区に関しては県も協力的に動きたいという説明でしたが、富岡町の農地全部なくすわけにはいかないと思いますので、どのくらいまで減らせるものなのか、いろんな、法の縛りはないでしょうけれども、滝川ダムの関連の補助金やいろいろなものありますから、その辺で今富岡町で麓山様の下ら辺とか高津戸とか、太田、下郡とか、いろいろ方々で上がっています。それを全部許可するなんていう話になると200町歩も300町歩も許可するような状況になるのかなと思うのですが、町としては大体つかみでどのくらいまでだったら可能なのかなという判断していますか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（阿久津守雄君） 大変難しい問題だと私どもでも考えております。その中で、やはり町の復興整備計画というものが重要になるというふうに思っております。その中で、富岡町内の土地利用をどうするかというところを議論していただいて、それを

農業サイドのほうで、それはどのくらいまで転用ができるかという協議がその後で出てくるのかなとそれは時間的に協議を重ねながらやっていくのかなというふうに考えておりますが、全てが解除できるかというと、それはなかなか難しいところもあると思っております。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） 今振興課長申したとおりで、ご存じのように復興計画検討させていただいております。その富岡町の現状を踏まえた中で、当然農業という部分と、あと今後なかなか手出せないこともあるので、乱開発だったり保全という部分と、あとその中でもやはり地域振興だったり帰還の中で住民ないし町がどうしていくかという部分がやはりいろんな要素で出てきておりますので、やはりその土地の利用計画、あるいは町のほうの発展の形だったり、住民の望む姿というものを今検討させていただいております。では、具体的にというと、やはりその中では住民の意向を踏まえながら、とりあえず再エネの部分もありますが、それも含めて本来の土地利用計画、乱開発とか保全とか地域振興を考えれば当面は再エネという部分もあるので、それを優先させる部分と、やはり長い目で見ればこうやったほうがいいですねというような土地利用計画、その形をつくった上で現実的には産業振興、農業振興とか柱を持っていますので、その辺でのすり合わせが必要だと思います。ですから、数字的にはこのぐらいというのは今のところはないのですが、それはやはりきちっといろんな関係もありますので、いろんなというのはさっきおっしゃったようなダム関係とかいろいろございますのでその辺はやっぱりその中で決定していくというか、決めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 副町長、まとめと、それから滝川ダムの補助金との関係も含めて。

副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 繰り返しとまとめの部分でお答えをします。

要は富岡の土地を全て太陽光にするというのは、それはふさわしくない、よろしくないと思います。今制度上は、上限とかなんとかというのは一切決まっておりません。ちょっと9ページの資料にあるように、農地転用については復興整備計画というのを策定して、それが認められれば農地転用があつたものとみなすというようなことです。ですから、このスケジュールでいうと緑のラインですけれども、4月ぐらいまでにこの辺の詰めをじっくりやっていくと、そこで国、農政局、農林水産省と富岡の農地のあり方、農業のあり方、土地利用のあり方、そういったものを総合的に我々の考えも詰めて、あと協議しながらということなので、ではトータルで半分だったらいよとか、3分の1だったらいよというのは全くまだこれからです。ただこの事業については、東京電力の送電網を使うという、先ほど佐々木課長から多くの補助金が創設されて、いよいよ環境が整備されておりますので、これは我々として最も適地として今回選んだわけでございますので、これはこれとして事業は実現すべく、今ご指摘のご懸念の部分も含めて乗り越えていきたいと思います。

あとは、他町と若干違うのは、滝川ダムがまだ事業実施中でございます。こちらの関係は、ほかの

ダムさんは償還が終わっていたり、ほかの町さんのです。滝川は事業実施中なので、この辺の話は実は来週も県庁といろいろ同時並行で詰めるというか、確認をとっていくということではございますけれども、そういういたもうもうの懸念が全くないわけではございません。ただここでこの事業をスタートさせないと、32円というのは取れませんし、事業の有効性というか、これはこれで一旦構想としてまとめ、今のいろいろなハードルを皆さんのご指導とお知恵をいただきながら実現させていきたいと、そして孫子の代に20年と長きにわたりますから、そういういた売電益等の活用による富岡の地域を守っていきたいと、そういう事業でございますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） この事業に関しては、私はすばらしい事業なのかなと、降って湧いたような事業だけれども、町の努力、地権者の努力で32円取る期日に間に合ってすばらしい事業になるのかなと思っているのです。ただ、ある反面、先ほど言った3地区でも太陽光やりたいということで動いていますので、私の考えとしてはこっちの事業を推進して、ほかの事業はだめだよというわけにはいかなくなるわけです。だから、土地利用計画を本来であれば先につくって、それにのっけていくのが一番よかったのかなと思うのですが、それは既に間に合わなかったということで、それはそれでこっちに置いといて、今後一日も早くやっぱりそういう利用計画をきちんと立てていただかないと、よその地区からこういうものが上がってきたときにどう捉えるかが一番問題になろうと思いますので、ぜひその辺を急いでいただきたいと私は思います。その辺で全く前に進むような状況ないとすれば、農地を持っている地権者は、やっぱり殺到して、次、ではおらの地区だ、おらの地区だと進みますので、その辺十分考えていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 大変重要なご指摘で、手順の問題については今議員ご理解いただいたとおりで、我々も理想であれば土地利用計画というのを2次復興計画でもんで、議員の皆さんともんでつくった上で、こういう事業を、ただ現実に制度スケジュールということがあるので、今それはご理解いただけたのかなというふうに思います。

問題は、今後の土地利用のあり方をどう皆さんとしっかり議論していくかというのは非常に富岡の将来にとって重要なものでありますから、それはもちろん今第2次復興計画の多くの皆さんとの議論の中でも今後重点的にやっていくものだと思いますし、もちろん府内でも今既にやっております。あと議会の皆様ともそのご指摘の点については、しっかり議論して、いいものを、あとはいろいろほかの事業が動いているのを承知していますので、その辺のご懸念も含めて土地利用のあり方とセットで慎重に丁寧に対応してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 富岡町でも先ほど工業団地にも安全祈願祭やって工事の着手にかかるのかなと思います。また、今回の富岡復興エナジー、仮称ですが、この事業に関してもすばらしい事業になつていただくことを期待して、私、質問終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） この補助制度を使って太陽光事業を行うということなのですが、今後5ページにあります会社を設立するということであります、やはりこの会社を設立して今後事業を行っていくということなので、大変ここは重要視されるのかとは思っております。ここで出資者というのが町を中心としていろんな団体とか福島発電とか、投資会社とかと記載されていますが、やはり辺は十分に精査していただいて、出資者を選定していただくことが重要かと思っております。やはり偏ったりすることがあると、地元住民から反発が出たりすることもありますので、その辺はやはり議会のほうにも上げていただく必要もあるのではないかと私は考えておりますけれども、その辺どうなのか、町のほうからご回答いただきたいと思っております。

それから、この補助金を利用するということで、莫大な多分収益が上がってくる、どのぐらいになるかちょっと私も見当つきませんけれども、相当の収益が上がってくると予想されるのですが、この中に復興事業関係団体ということで、農地を利用するということなので、農業再生事業はもちろん必要かと思いますが、先ほど福祉などというお話もありましたので、ぜひ今後町に帰還してくる、一番最初に帰還する高齢者に対してのその福祉の充実するための施設とか、そういうものにもぜひこの収益を利用していただきたいと思うのですが、その辺町長いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 佐々木課長。

○福島県企画調整部エネルギー課長（佐々木秀三君） まず、出資につきましてご説明いたします。

これは、一応事業主体が先に説明するべきことだと思いますので、私からご説明いたします。会社の出資者を組むには観点が幾つかございまして、一つはしっかりした発電事業を20年間行えるだけの体力と技術力と資金力を持っているパートナーを中心に置くということだと考えてございます。それは、私どもがきっちりと選定してまいりたいと思います。それを主にしながら、地元にも利益を配当という形で落としたいというふうに思ってございますので、町さんなり地元企業さんなりと相談をして会社を構成してまいりたいというふうに思いますし、またその会社が発足し、走り出すときには、またここでご説明させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらの出資会社ですが、当然出資した会社についての利得分は、これはやむを得ないと思うのですが、これらの利益還元されるものについては、町の復興という大きな目玉、それに充当していきたいというふうに考えておりますから、どうしても利潤を追求する会社ですと私

どもの富岡町としては少し考え方を直していただきか、それはそういう私どもの考え方方に沿ったやり方でできるのかどうか、その辺も検討しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ありがとうございます。会社の設立については理解しました。それから、その収益に関して町の復興事業ということで、もちろん偏った事業者に補助を出してというのは、もちろん難しい話であると思うのですが、やはり町全体としての復興の町づくりの中で高齢者に対してのいろんな、それは建物ではなくてもいいと思うのですけれども、そういったソフト面とか、そういうふたところにいろいろ使えることはたくさんあると思いますので、その辺十分いろいろと精査していただいて、ぜひそういうところにも利用していただきたいと思います。要望です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、この件につきまして質疑を終了いたします。

佐々木課長、どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 議 (午後 3時27分)

---

再 開 (午後 3時27分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

3番目のその他に入ります。

お手元に資料が配られていると思いますが、説明はどなたになりますか。

企画課長。

○企画課長（菅野利行君） それでは、その他ということで、お手元に資料あるとおりでございますが、町の工業団地内の動きがございましたので、ご報告したいと思います。

ご存じのように前工業団地のほうでTOTOという会社入っておりましたが、そこからうちのほうに土地売買の届け出があって、その中でこれもご存じの会社名でございますが、TOTOからの権利取得者ということで、アトックスのほうがTOTOの土地、建物を取得したという件でございます。当然土地に関する事項ということで、土地の所在は皆さんご存じの地番的には100番2及び100番3という形でございまして、面積はこのとおり5万4,000、建物が2万2,000ということで、TOTOからアトックスに動きましたということで、土地取引上も特段問題がなく、契約になってまだ登記は終わっていないようですが、そのような形で動くということでございますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） ただいまの旧と言えばいいのですか、TOTOの工場及び敷地、これが株式会社アトックスに売却されるという状況の説明がありましたけれども、質疑ございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） これ今説明聞きました。土地取引上は問題なくとも、工業団地の用地としての存在感というか、取引上は問題ないですか、町のほうで。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） その点も含めまして、問題ないという形で動いていますというか、民民という形なので、その辺は問題ないという形で考えております。

○議長（塙野芳美君） 企画課長、そうではなくて、町が分譲した工業団地なのだから、その辺で何か問題ありませんか、民民の取引云々ではなくて。

企画課長。

○企画課長（菅野利行君） その辺も含めて問題ないということで判断しております。

○議長（塙野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 定款あると思いますので、定款を見て判断したのかなと思うのですが、その定款も私どもに示していただければありがたいのですけれども。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） もちろん定款、事業内容等々について当然うちのほうにございますので、ちょっと今定款示すことは当然できませんが、後ほどよろしければ定款は示させていただきます。

○議長（塙野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） アトックスさんはどういう事業展開するのですか。事務所的に使うのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） 概要から申しますと、現在アトックス自体が富岡というか、四倉、樋葉とか分散しているということなので、まず統合を図りたいということがあるようです。現在展開している事務所とか倉庫等をまとめたい、業務の効率化を図りたいというのがまず1点あるようです。あと当然業務の効率化を図るので、協力企業も利用可能な会議室とかそういうことでできるだけまとめていきたいと。あともう一方では、モックアップ施設など教育研究機関としての機能を充実させていきたいと。あと、これも今後なのですが、ロボティクス技術の開発拠点としてのインフラ整備といったものが中に上がっておりまし、あと海外技術の検証試験場といったものがこの中で上がってきます。あと当然アトックスですので、1Fに対する対応という形でも当然含まれると思いますが新たな形あるいは今の目的としてはそういうものが上がっておりまます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） わかりました。今の話を聞いた限りでは、倉庫的に使ったり、ロボット開発の何かの事業の場所にするとか上がってきていますが、工業団地である以上はそこで生産性の上がる

ものをやっていかないと無理が出てくるのかなと思いますので、その辺を十分検討した結果だと思いますので、取得する会社のほうにも厳しくその辺は申し伝えしてください。お願いします。

○議長（塙野芳美君）企画課長。

○企画課長（菅野利行君）おっしゃるとおりそのような形で進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君）そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君）それでは、このアトックスの件につきましては終了いたします。

議員からその他ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君）なしと認めます。

それでは、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午後 3時34分）